

## 第 3 回

# 相模原市・藤野町合併協議会会議録

平成 17 年 8 月 8 日

相模原市・藤野町合併協議会

# 第 3 回 相模原市・藤野町 合併協議会 会議録

## 目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	2
開 会.....	3
あいさつ.....	3
議 事.....	4
その他.....	47
閉 会.....	50

## 第3回相模原市・藤野町合併協議会会議録

日時：平成17年8月8日（月）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

### 会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

#### 協議事項

協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて

協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第15号 慣行の取扱いについて

協議第16号 公共的団体等の取扱いについて

#### 報告事項

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1

報告第9号 相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について

4 その他

（1）今後の協議会開催日程（案）について

（2）その他

5 閉 会

出欠席者名簿

出席委員（22名）

小川勇夫会長、鈴木謙仁副会長

今井満委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、吉本一夫委員、  
石井トシ子委員、井口学委員、根岸清委員、小山秀文委員、中道重幸委員、加藤久雄委員、  
倉田義和委員、佐々木道他委員、末永義徳委員、相澤由美委員、佐々木宣彰委員、  
田中克己委員、小林弘委員

欠席委員（5名）

河本洋次委員、矢越孝裕委員、船橋英明委員、中村和裕委員、森繁之委員

アドバイザー

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

幹事

山口秀夫幹事長、倉田修一副幹事長、前田武男幹事

事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、  
網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、佐藤正行副主幹

専門部会

宮崎泰男企画部会長、馬場正行総務部会長、今田良総務部会副部会長

傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後2時01分

## 開 会

田所事務局長 それでは、定刻になりましたので、相模原市・藤野町合併協議会の会長でございます小川勇夫相模原市長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたします。

## あいさつ

小川会長 本日は、皆様には大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第3回相模原市・藤野町合併協議会を開催いたします。

開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本協議会につきましては、本年4月以降、2回の協議会を開催し、今年度の事業計画や予算をはじめ、合併の方式など、いわゆる合併の基本4項目や合併市町村基本計画の作成方針につきましても決定をいただいたところでございます。

こうした経過の中で、本日は、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町により構成をしております相模原・津久井地域合併協議会と合同で、1市4町が合併した場合の姿や、それぞれの協議会において作成することとなります合併市町村基本計画の素案についてご協議をいただく予定でございました。しかしながら、去る7月10日に開催いたしました第2回相模原・津久井地域合併協議会において、小林城山町長が協議会の副会長の職を辞任するとの申し出がありました関係で、本日は、相模原・津久井地域合併協議会との合同での会議の開催は見合わせることにし、第3回相模原市・藤野町合併協議会として単独で開催することといたしました。

なお、小林副会長の辞任届につきましては、現在、会長である私の預かりとさせていただいております。城山町として町民や議会の意向も踏まえた中、方向性が示されるものと思っておりますが、1市4町で合併することが望ましいと考えておりますので、一日も早く協議が再開できることを期待しているところでございます。

相模原・津久井地域合併協議会の今後の開催日程につきましては、引き続き調整を進めて参りたいと考えておりますが、本協議会は、目標に向かって一步一步協議を進めて参りたい

と考えております。

本日は、合併市町村基本計画の素案のほか、特別職の身分の取扱いなどについてご協議をいただきたいと考えております。

鈴木新町長を新たに本協議会の副会長としてお迎えした中で、有意義な協議ができることを期待いたしております。

傍聴においでいただいた皆様におかれましても、相模原市と藤野町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ごあいさついたします。

ありがとうございました。

田所事務局長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、7月29日より藤野町長に就任をされました鈴木副会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

鈴木副会長 このたび執行されました藤野町長選挙におきまして新しく就任をしております、鈴木でございます。私は、倉田前町長の意思を引き継ぎまして、この合併問題を強く推進して参りたいと、こんなふうと考えておるところでございます。

また、この相模原市さんのような都市機能の充実した市と一緒にすることが、津久井にとって、また私ども藤野町にとっても最良の方法だというふうに確信をしておるところでございます。

また、藤野町の今後のまちづくりにつきましては、やはり考える体制をさらに充実させまして、新市全体のまちづくりになるよう誠心誠意努力をして参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、一言ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

田所事務局長 ありがとうございました。

## 議 事

田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長は会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長をお願いをしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますが、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会合併問題特別委員会副委員長の小林一郎委員と藤野町議会1市4町合併特別委員会委員長の加藤久雄委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしく願いいたします。

#### 協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について

小川会長 それでは、協議事項に入らせていただきます。

初めに、「協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長。

内田事務局次長 それでは、「第3回相模原市・藤野町合併協議会」と表紙に書かれております冊子 こちらの冊子でございますが、この1ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について、ご説明申し上げます。

相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について、次のとおり協議を求めます。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

この素案の内容に入ります前に、基本計画に関する今後の進め方等につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

合併市町村基本計画の作成方針は、前回の第2回合併協議会で決定していただいたところでございますが、本日は、まちづくりの基本方針、基本目標などにつきましてご協議いただきたいと考えております。今後、第4回以降の合併協議会で、施策体系や財政計画を含む計画全体をご提案させていただきたいと考えております。合併協議会でご協議の上、素案としてご決定をいただき、素案の段階で住民の皆様からご意見をいただきたいと存じております。

そして、いただいたご意見を素案に反映していくと同時に、神奈川県とは事前の協議を行うことになるものと考えているところでございます。

合併市町村基本計画は、合併協議会ごとに作成されることとなりますが、前回は説明いたしましたとおり、基本計画相互の整合を図る必要がありますので、合併市町村基本計画の協議にあたりましては、まず1市4町全体を一体の地域としてとらえ、共通するまちづくりの理念につきまして、合併まちづくり構想として整理し、これを踏まえまして合併市町村基本計画についてご協議していただきたいと存じます。

それでは、合併まちづくり構想からご説明をさせていただきたいと存じます。

別冊の協議第10号資料、合併まちづくり構想をご覧くださいと存じます。

この合併まちづくり構想につきましては、第2回合併協議会でご協議いただきました合併市町村基本計画の作成方針に基づきまして、「相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画」、それから、昨年度、1市3町による任意協議会において策定いたしました「まちづくりの将来ビジョン」、そして藤野町で策定されました「ふじのまちづくり将来ビジョン」、それから各市町の総合計画、これらを反映し、作成いたしましたものでございます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧くださいと存じます。

序章を含めまして、6つの章から成っております。

1ページをご覧ください。

序章、相模原市及び津久井郡4町のまちづくりの検討についてですが、ここでは、合併市町村基本計画の作成に先立って、1市4町の全体のまちづくりについて検討する必要性をまとめしております。合併市町村基本計画は、先ほど申し上げましたように、法律上、合併協議会ごとに作成することとなりますが、津久井郡4町は、地理的、歴史的に一体感が強く、相模原市とも広域的な連携を行っていることから、2つの合併市町村基本計画に共通する基本的な理念などについて整理するものでございます。

また、都市地域と水源地域の一体性を確保するという観点からも、1市4町を一体の地域としてとらえることによりまして、新たなまちづくりの可能性が高まるものと考えているものでございます。

それでは、2ページをご覧ください。

第1章、まちづくりの基本方針でございます。

これは、1市4町全体の将来像やまちづくりの理念についてまとめたものでございます。

まず、1、地域の将来像ですが、1市2町の新市まちづくり計画で定めております新市の

将来像に、藤野町と城山町の2町が加わることによる新たな視点などを加えまして整理をしております。本地域としては、広域交流拠点としての機能の充実を図りつつ、水源地域を保全・活用し、自然と産業が共存する活力ある地域として、自立した都市づくりを進め、住民が主体となったまちづくりを目指すことが重要であるとしているものでございます。

この地域の将来像としては、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」といたしまして、まちづくりの将来ビジョンや新市まちづくり計画と同様としております。

なお、以降の説明で、新市まちづくり計画との比較や相違について触れさせていただきますが、1市2町の法定計画との整合が必要でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、2、まちづくりの考え方ですが、まちづくりに取り組む考え方といたしましては、合併の枠組みにかかわらず変わらないと考えられることから、新市まちづくり計画の内容とほぼ同様としており、協働と分権、効率的な行財政運営を基本にまちづくりを進めていくことが重要であるとしているものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

3、将来都市構造についてですが、これは新市まちづくり計画にはなかった項目で、今回新たに作成したものでございます。

1市4町全体を見た中で、合併まちづくり構想の中心的な部分でございます。

地域における都市構造を検討するにあたりましては、各市町の地域特性を生かし、総合計画などに基づいて進められてきたまちづくりに基づいて、活動や交流の場としての拠点や、それぞれの拠点間のネットワークの形成を進めることで、多角・多拠点型の都市づくりを目指すことを基本として検討したものでございます。

7ページに、将来都市構造図がカラー刷りで入っておりますので、そちらと併せてご覧をいただきたいと存じます。

本地域の中心市街地といたしましては、図では、地図上、赤い円で示しております、橋本、相模原、相模大野、この3地区を都市の核として位置づけております。

それでは、地図はそのまましていただいて、4ページをご覧いただきたいと存じます。

様々な活動や交流のための拠点の整備を進めるとともに、それぞれの拠点の有機的なネットワーク化を図り、地域の一体性の強化を目指すこととしております。

まず、新たなまちづくりの拠点として、地図上ではオレンジ色で図示しておりますけれど

も、麻溝台・新磯野地区と、さがみ縦貫道路の（仮称）相模原インターチェンジの整備に伴う当麻地区の2カ所を想定しております。

次に、地図のほぼ中央にある青色の楕円であらわしておりますが、さがみ縦貫道路の（仮称）城山インターチェンジの整備に伴い、大島、小倉地区での土地利用の活性化が見込まれることから、新たな産業の拠点としております。

また、津久井広域道路沿いに位置する津久井町の串川地区、相模湖町の内郷地区についても同様としております。

次に、中央自動車道、相模湖インターチェンジや国道20号、JR中央本線などにより広域的な交通の利便性が高い相模湖の周辺は、黄色の楕円で示しておりますが、特に観光交流拠点として位置づけております。

また、豊かな自然に親しめる場として、宮ヶ瀬湖や奥相模湖の周辺、木もれびの森について、それぞれ自然ふれあい拠点として緑色の円で示しております。

それから、藤野町の名倉、牧野地区を紫色の円で示しておりますが、温泉なども生かした芸術と憩いの拠点として位置づけております。

次に、地域の一体性の強化と均衡ある発展のために、骨格となる都市軸の形成を目指すこととし、さがみ縦貫道路や国道などの幹線道路、あるいは鉄道を交通軸として図示しております。

また、本地域を東西に流れ、1市4町をつなぐシンボルともなる相模川や道志川につきましては、みずの軸として、やや強調して表現をしております。

そして、横山丘陵や相模川の斜面緑地につきましては、市街地におけるみどりの軸として図示しております。

次に、都市構造におけるゾーニングの考え方として、本地域の東部と西部では土地利用の状況が大きく異なっていることから、相模原地域を「くらしとにぎわいのゾーン」として都市的な土地利用を今後とも進めていくのに対しまして、津久井地域は、豊かな自然環境を生かした「うるおいといこいのゾーン」として位置づけています。地図上では、相模原地域はクリーム色で、津久井地域は薄いグリーンで示しております。

その中で、国定公園に指定されている西部の森林地帯は「水源の森」ゾーンとして、また相模川や道志川の流域、各湖周辺などでは、水と緑にふれあえる場所として、みずとみどりのレクリエーションゾーンとして位置づけをしているところでございます。

それでは、9ページをご覧いただきたいと存じます。

9ページ、第2章、基本目標でございますが、新市まちづくり計画の際、定めた基本目標に、藤野町と城山町の2町が加わることによる新たな要素といたしまして、里山、谷戸、芸術など、各町の持つ特性を加えて記述しております。

基本目標 の中段、「また」以降にありますように、里山、谷戸などの表現や、10ページの基本目標 や基本目標 の芸術などに関する記述を加えたものでございます。

それでは、11ページをご覧ください。

第3章、合併シンボルプロジェクトでございます。

新市まちづくり計画の際、決めました合併シンボルプロジェクトにつきましても、2町について新たに記述をいたしております。

2、市民のオアシスプロジェクトにおきまして、芸術などに関連する主な事業として、グリーンツーリズムの促進、エコミュージアム、フィールド・ミュージアムを位置づけております。

それでは、14ページをご覧いただきたいと存じます。

第4章、将来の人口の見通しですが、平成15年の人口をもとに人口推計を行った結果を記載してございます。

平成17年7月1日現在の1市4町の人口は、合計69万9,239人となっており、10年後の平成27年には、約71万8,000人になると推計しております。

表に記載しておりますように、老年人口の比率につきましては、平成16年には13.6%ですが、平成27年には22.8%に上昇するものと推計しております。

次に、16ページをご覧ください。

第5章、地域の概況でございます。

これは、1市4町全体の現況を整理したものでございます。

記載した項目は、新市まちづくり計画の新市の概況に準じたものとして整理をいたしました。

17ページには、1市4町のそれぞれの沿革を記載しております。

次に、18ページでございますが、3、面積でございます。1市2町の合併では244.03平方キロメートルでございますが、1市4町になりますと328.84平方キロメートルとなるものでございます。

次に、4、人口・世帯については、人口の動向の表で、平成12年の伸び率の欄をそれぞれ見ていただきますと、相模原市と城山町は伸び率がプラスとなっておりますが、藤野町ほ

か2町は伸び率がマイナスとなっております。この傾向は現在も続いておりまして、将来的にも同様な傾向となっております。

次に、19ページをご覧くださいと存じます。

(3)年齢別人口構成の表を見ていただきますと、一番右の欄では、65歳以上の人口の割合が、相模原市が11.1%に対しまして、藤野町では20.0%となっております。

次に、21ページをご覧くださいと存じます。

21ページは人口密度の図でございますが、東部への人口集中が顕著となっていることが分かります。

次に、22ページからは土地利用の状況についてのデータですが、24ページの図をご覧くださいと存じます。

24ページの図をご覧くださいと、相模原市と城山町は、相模原都市計画区域という一つの都市計画区域となっており、藤野町と相模湖町も、相模湖都市計画区域という一つの都市計画区域となっていることがお分かりかと存じます。

次に、28ページをご覧くださいと存じます。

28ページは、土地利用に関する現況図でございます。

東部につきましては、黄色で表示しております宅地が多くなっておりまして、西部は、緑色で表示をしております山林が多くなっておるものでございます。

では次に、30ページをご覧くださいと存じます。

2つある表のうち、下の方の16年度の1日当たりの駅別乗車人員を見ていただきますと、先ほど3ページで都市の核についてご説明いたしました橋本につきましては、乗車人員が1位で約9万4,000人、相模大野は2位で約5万6,000人、相模原は5位で約2万7,000人となっております。

次に、31ページでございますが、相模原・津久井地域及び周辺都市の交通網の地図でございます。

これをご覧くださいと、さがみ縦貫道路が南北に、そして津久井広域道路が東西を結ぶ様子がお分かりいただけると存じます。

32ページと33ページは、産業についてのデータをお示ししております。

合併まちづくり構想の説明につきましては、以上でございます。

では、続きまして、合併協議会資料にお戻りいただきまして、合併協議会資料の2ページをご覧くださいと存じます。

相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案その１）についてご説明申し上げます。

この素案その１は、基本計画の理念に該当する部分でございますが、合併まちづくり構想の内容について、津久井町、相模湖町が合併した後の新相模原市と、藤野町が合併した場合の区域を計画の区域として整理したものでございます。

まず、１のまちづくりの基本方針でございますが、新市の将来像につきましては、５行目にありますように、今後は、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備により、広域的な交流拠点としての更なる発展の可能性が高まっていることから、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を生かした観光や芸術などを通じてやすらぎと憩いの場を提供していくとしておりまして、まちづくりの目標といたしまして、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」を掲げております。

２のまちづくりの考え方につきましても、合併まちづくり構想と同様に、協働と分権、効率的な行財政運営を基本とする考え方としております。

次に、４ページと５ページに記載されております基本目標についてでございますが、基本目標 では、「質の高い交通・都市基盤の整備をめざす」として、中心市街地などの基盤整備を図るとともに、水源地域の保全と生活環境の向上を図るための上下水道の整備や、高度情報化に対応する情報基盤整備などを目指すとしております。

次に、基本目標 では、「自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす」として、自然と都市の融合や自然と人との共生をまちづくりの基本にいたしまして、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることや、河川、湖の水質の向上を図るなど、水源地域の総合的な環境の向上を目指すこととしております。

さらに、限られた資源を大切にす循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物の適正処理など、環境に配慮した取り組みを進めることとしております。

次に、基本目標 、５ページでございますが、ここでは、「地域特性を活かした産業創生をめざす」として、特に、水源地域では、水辺環境や貴重な動植物が生息する豊かな自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、文化・芸術などの地域特性を活かした観光振興などにより、都市住民が自然とふれあう場を提供することといたしてあります。

基本目標 では、「安心して生き活きた市民生活の実現をめざす」として、市民の自己実現の場としての文化、芸術活動の促進などによりまして、生きがいや心の豊かさが実感できるようにすることなどを目指すとしております。

次に、6ページから8ページまでの合併シンボルプロジェクト及びその主な事業についてでございますが、まず、6ページの1、地域連結夢プロジェクトでは、合併まちづくり構想との違いを申し上げますと、図をご覧のとおり、さがみ縦貫道路が通る城山町は、この基本計画には図示をしておりません。

次に、2、市民のオアシスプロジェクトでは、人と自然が共生し文化、芸術などと親しめる環境を活用することとしておりますが、主な事業の2つ目、伝統文化の保存活用の事業については、フィールド・ミュージアムのみを掲げております。

7ページの3、まち＋水源地＝産業創生プロジェクトは、合併まちづくり構想と全く同じでございます。産業と観光が連携した魅力ある観光地づくりを行うこととしております。

次に、4、市民キャンパスプロジェクトも合併まちづくり構想と同様でございます。図書館、博物館、公民館、大学などのネットワーク化によりまして、生涯学習の新しいネットワークを構築することとしております。

次に、8ページでございますが、5、安全・安心ネットワークプロジェクトでは、（仮称）北地区保健福祉センターの整備などによる総合的な保健・医療・福祉施策の推進や地域防災活動の支援などによる防災、消防対策の強化など。また、6、パートナーシップ・都市内分権プロジェクトでは、市民主体の協働によるまちづくりの推進を行うことといたしておりますが、これらは合併まちづくり構想と同じ内容となっております。

以上、ご説明申し上げましたけれども、この素案その1は計画全体の一部でございますので、今後、さらに施策体系や財政計画などを加えた合併市町村基本計画を作成し、本日、皆様からいただくご意見を踏まえながら、次回に再度提案をさせていただきたいと考えておりまして、次回においても継続してご協議をいただければと考えております。

以上が、相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）についての説明でございます。ご協議につきまして、よろしく願いいたします。

小川会長 只今事務局から説明がありました。

「協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について」、協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

どうぞ。佐々木委員さん、どうぞ。

佐々木（宣）委員 座ったままでよろしゅうございますか。

小川会長 どうぞ、どうぞ。今マイクがいきますから。

佐々木(宣)委員 私は、今までは、少ない経験ですけれども、町の総合計画とか、色々なこの計画を見せてもらいますと、皆さんの要望を聞いて、それをコンサルタントがまとめて、そしてこういう議案ができてくる。では、これは本当に相模原市、藤野町にとってジャストフィットなものが出てきているかという、そうではなくて、総花的な、どこでも通用するような、逆に言えば、毒にも薬にもならないような計画なんです。しかも、藤野町も相模原市も、ここで見ていただければ これは皆さんも多分ご存じのものだと思いますけれども、これで見てもらえば分かると思うけれども、経常収支比率だとか公債費率ともに黄色信号を超えている訳です。これを実行するには、予算というものがなければできない訳です。

まず、私たちがこの問題で一番やらなければならないことは、相模川を浄化しなくてははいけない。そうしなければ、これがまずできなければ、ここにある構想のほとんど、水源地の構想だとか観光の構想だとか、そういうものはほとんど不可能な訳です。それに関して、下水道はだんだんできておりますけれども、藤野町に流れ込んでくる、相模湖に流れ込んでくる水のほとんどは山梨県。山梨県から、神奈川県では考えられないような基準で流れてきますから、相模湖は、まるで山梨県の曝気槽。曝気槽で、エアレーションといって下から空気を入れてぶくぶくしないと、アオコが発生して、くさくて魚がすめないどころか、人間まで住めなくなるくらいひどかったんです。やっとエアレーションを入れて、やっときれいになってきた。とてもこの構想とはほど遠い現状なんですね。ほど遠い現状。これをまずやるにはどうするのか。そのコンサルタントが作った計画というのは、物の順序、それを実現するための手段とかいうものは一切書いていない。この皆さんが考えなくてははいけない。これは一番大切な、合併において問題だと思っておる訳です。これをどうするのか。

眺めてみると、経常収支比率ですか、それから公債負担比率がもう黄色信号ですから、これ以上、相模原市も藤野町もなかなかお金が出てくる訳はない。ところが、皆さん、よく考えてみれば、今、県で水源地保全税をやっている。この相模原市は、県に対して何と60%の水の供給を行っている訳です。これをとらえずして津久井4町と相模原市のメリットはない訳です。これしか生きる道はない訳です。この構想に、私は、是非県に行って、もう市長、町長、全員が乗り込んで行って、皆さんも、議員の方も、皆、乗り込んで行って、はっきり言っていただきたいことが一つあります。それは、何が大切なのかという、神奈川県の職員までもが、神奈川県の中に水源地保全税を取ってばらまけばミネラルウォーターが飲めるなんて、いい加減なことの説明を県の職員がしているんです。私はちゃんと見ている。実際は、神奈川県にお金をばらまいてもだめなの。山梨県をきれいにしなければ、50%の水は、

山梨県の水がきれいにならない限り、相模湖の水、津久井湖の水はきれいにならない。これを絶対にやるのが、そしてその河川を汚した 私たちは、ここ50年間ぐらい、経済、物質的な繁栄を享受してきましたけれども、後世に対して負の遺産、汚した川の清算もしなくてはいけない。

そういう面で、是非ともこの合併を機に、県に対して誤った認識を正して、本当にきれいな水を流して、ここの津久井4町と相模原市は、この構想が実現するためには、絶対にこれを県に認めてもらわなければ、資金の面において、またそのほかの面においても、決してこの計画は実現できないと思う。これは、皆さんに是非、ここの皆さん、政治家がいっぱいいるんですから、これは現実を県に知らせて徹底的にやってもらわないと、この計画は机上の空論にすぎない。できっこない。水をきれいにするなんて、金もない市町村でどうやってやるのか。ない。ところが、今、県は何十億という金を出そうと言っているんですから、それを持ってこなかったら、絶対にこの計画の半分以上は実現が不可能である、私はこう思っております。

次に、負の遺産といえば、相模原市は都市化しています。都市化すると、人間というのは生物ですから、50年間ぐらいで都市化してマンション住まいをする。そうするとどんな結果が出てくるか。今、先進国の中で、日本だけです、こんなに自殺率が高いのは。それは、日本の東京、首都圏、4,000万も集まったところというのは、大変な超過密なんです。世界にない超過密都市なんです。そういうふうに人間が、生物で、自然から離れて、そういう都市の中で生きると、自殺というものが増えてくる。そして青少年もどんどん凶悪犯罪が増えてくる。こういう負の遺産を解消するためにも、私がこの前、皆さんに提案したように、人も物も循環させて、自然と親しませなかったら、この問題は、負の遺産はなかなか解決しないのではないかと。こういう構想のもとに、この相模原市との合併を進めないと、なかなかただ寄せ集めてしても何のプラスも出てこない、私はこのように思っております。

是非、私が、相模原市と津久井4町が合併して、何がメリットか。これは、まず、時勢が今、もう自然に対して、水の安全性に対して、世の中の意見が向いている訳です。県も予算をつけようと言った。ここで津久井4町と相模原市の全精力を結集して、この予算を使っていていただきたいと思う。まずこれを提案する。

それから、合併することによって、単なる寄せ集めで、でかくなるのではなくて、都市の持っている心のひずみ、都市の住民が持っている、自然とは親しめない、都市のひずみ、都市の住民の心のひずみを解消できるような人の循環をやってもらいたい。相模原市は緑地が

少ないんです。私、調べてみたら、緑地が非常に少ない。なぜかといったら、平らだからどんどん人が住んでしまう。そうすると、どんどん緑地が減ってくる。そして、人というのは、最初は故郷を持っていた訳です、みんな。そしてここに出てきた。相模原市に出てきた。でも、1世代、2世代たつと、もう故郷とは疎遠になる。帰れない。心の寄りどころがなくなる。そういう心のケアまで含めて、人の循環。どうぞ、藤野町にも、津久井4町にも来てください。そして、皆さんは心にやすらぎを求めてください。そして、私たちのボランティアで、跡継ぎのいない農業、林業、そういうものを体験することによって人間性を取り戻してもらう。これが相模原市と津久井4町の合併のメリットなんです。ほかでただ寄せ集めたって何の結論も出てこない。ただでかくなって、図体ばかりでかくなるだけのことなんです。

うまい合併というのは、ちょうどその持っている特性というものをうまく組み合わせ、そこに新しい理想の郷土を作ると、こういう発想のもとにこの協議会を進めていかないと、でかいばかりの、そしてどんどん政治的に皆さんの意見が通らなくなってしまう、つまらない大都市になってしまう。ですから、是非とも皆さん、ここで負の遺産を解消しながら、将来に向かって、皆さんの、ここで全英知を結集していただいて、この合併にあたる。それで、少し時間はかかってもいいから、じっくりと、この問題に対して実効性のある 実効性のあることが必要なんです。絵にかいたもちではだめなんです。実効性のある合併協議会を進めていただきたい。素案に対して、私のこれが意見です。

小川会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

どうぞ、佐々木委員さん。

佐々木(道)委員 7ページですね。まち+水源地=産業創生プロジェクトについて、ちょっとお尋ね又は要望をしたいと思うんですが、過去、4町とも、色々な形での工業振興、商業振興、観光振興を県の指導のもとに行ってきた訳なんですけれども、一生懸命やってもらっておるんですけれども、なかなか進んでこない現状があって、各町ともそれぞれ特徴がある訳ですね。4町一緒くたではなかなか難しいと。共通でできる問題と個々の問題と、それからもう一つは、特に、水源地で網がかかって土地利用が非常にままならない現状で、なかなか工業とか商業の活性化が難しいところもございます。そういった意味では、この産業創生プロジェクトの中で、もう少しきめ細かい、各町に配慮した中での産業創生を考えていただきたいのと、もう一つは、現状、各4町は非常に中小企業が多い訳ですね。そこに働いている人たちも、結構また多い訳です。そういうような人たちも保護しながら、もう少し

中小企業の育成を助けるというのを産業創生の中のプロジェクトの中に入れていただければ  
なと思っております。ですから、一つ、一緒くたの考え方でなくて、それぞれ商業、工業、  
観光、農業と結べるものは結んでいくと。できないものは、それぞれの個々の提案を是非し  
てほしいと思っております。

以上です。

小川会長 ご苦労さまです。

事務局、何かありますか。この今のご意見。

事務局次長。

内田事務局次長 只今のプロジェクトについてのきめ細かい配慮ということでございますが、  
この合併シンボルプロジェクトということで、かなり理念的な部分が強くなっておりますの  
で、実際に施策を考える際に、今、委員さんがおっしゃられましたようなところが、どこま  
で我々ができるかということはあると思いますけれども、なるべくその地域地域の特性を尊重した  
形で施策についても検討させていただきたいと考えております。

それから、中小企業の方への保護ということにつきましても、併せて考慮しながら検討し  
て参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

小川会長 他にございませんか。

よろしゅうございますか。また細部については、いつか機会があるかもしれませんが。

どうぞ。

佐々木（宣）委員 すみません、都市内分権についてちょっと伺いたいんですけれども、牛  
山先生が都市内分権で書かれて、きょう、私、牛山先生のものを読ませていただいて、辻先  
生とはちょっと あれには関与なさっていたでしょうか。していないですか。では、すみ  
ません、ちょっとだけあれしまして、都市内分権について、今度は牛山先生はいらっしやる  
んでしょうか。

小川会長 ご都合によるんでしょうけれども……

佐々木（宣）委員 結局、結果的には、この相模原市より早く、私たちの方が合併すれば都  
市内分権ということに直面する訳です。ですから、それでちょっと、なかなかやはり相模原  
市はそういうところは鋭いなど私は敬服しております、こういう都市内分権をやっておいて  
いただいて。それで、それについてもう少し具体的なちょっと話をしたかったですけれど  
も、今日は辻先生がそれに関与なさらないということでしたら結構です。この次にまた。

小川会長 関与……

佐々木（宣）委員 していますか。

小川会長 牛山先生の学説とはまた どうか、よく分かりませんが、よろしいですか、先生。いいですか。何か、いや、もしあれだったらお話しされておいたらどうですか、どういうことなのか。

佐々木（宣）委員 では、いいですか。

小川会長 どうぞ、だって……

佐々木（宣）委員 それでは、もう回数もないですからね。

小川会長 詰めて話してください、お考え。

佐々木（宣）委員 私は、都市内分権というのは、もうこれは、都市が大きくなるに従って、そして地方の時代ということで、都市内分権ということは非常に必要。あの先生が書かれているエンパワメントというんですかね。つまり政治的意識をどれだけ上げるのが必要なのか。私はここで幾つか提言をしたいと思っていたんですね。

どういうことを提言したいのかというと、やはりある余り単位が大きくなって、直接民主主義というものを取り入れて、その地域に、例えば市長さんなり町長さんなりが その時代は市長さんしかいないでしょうけれども、それにかわる三役でもいいですけども、いて、直接、ある1万人とか2万人で全員が集まれる、集まれないといったら何割か集められて、直接民主主義の魅力というものをまず上げなくてはいけない。

その次に何をやったらいいかというと、オピニオンリーダーを作るために、みんなの意見を無料で載せてくれる、そういう地域内の、例えば2万人なら2万人の中で、その色々なオピニオンを公表できる場、無料で発表できる場というのは、場の提供をしてもらいたい。

それから、その次に、もっとそれに向かって構想を作るときに、当局寄りではなくて、NPOみたいな、できればそういうNPOみたいな団体で、それを議案とか、その案として一つのまとまった考え方、しっかりした構想を持った考え方は、なかなか個人としてはできない問題もあると思うんです。そういうときに、NPOみたいなもので、そういうコンサルタントができるようなもの。そういう3点を備えておかないと、なかなかエンパワメントという、みんな、政治的、政治意識又はそういうものに対する意識が高まるというのは、子供の学力と同じように、学力を上げれば一番いいんだろうけれども、なかなか、学力を上げるといったって、競争させてみたり。そしてみんなの意見が一つでも通れば、例えば、住民運動なんかをやってその意見が一つでも通れば、そこでみんなが色々な意味でそれに対して興

味を持つ。そういう地道な努力をしないと、エンパワーメントがあればいいんだと書いてあっても、なかなかそれは実現しない。一番難しい問題。

そして、一番、そういうことを上手に盛り上げるには、やはり最初のうちは、その地域で不満を聞いてあげる会とか、そういうような会でオピニオンリーダーを育成していくと。そういうようなことをやっていただかないと、どうも日本の民主主義、特に民主主義の小学校と言われる地方自治ですね、それはなかなか育たない。日本という国はそういう風土がお上から、上から下にずっと通る方はすぐ通るんですけども、自分の力で盛り上げるということはなかなか難しい国民だと思う。それをやっていくには、どうしても。相模原市は、どうせ、もう大きなところになったら、そういう状況を今から作っておかないと素晴らしい行政はできないと私は思っております。その辺で、これの中に盛り込んでいただければありがたいと、こう思っております。

小川会長 ありがとうございます。

どうぞ。倉田委員さん、どうぞ。

倉田委員 今のそれに関連するかどうか、相模原市の行政機構にちょっと立ち込んで申し訳ないんですが、この、いわゆる27ページを ちょっとはしょって申し訳ないんですけども、この中に、都市内分権、いわゆるさがみはら都市みらい研究所というのがあるんですが、この中では総務、計画、調整、合併準備ということなんですけれども、一応将来的に私たちの町は編入されるということなんですけれども、この都市内分権には非常に興味があります。このとき、今どの程度まで、これは1市4町を想定しての、いわゆる研究までいっているのか。いわゆる「みらい」ということですから、この点にちょっとご説明をしてもらえればなと思っているんですけども。これも、やはり合併ということになると、私たちは将来こういふことになるのかなというあれもありますので、ある程度、説明できる範囲内で、相模原市だけではなく、1市4町も含めての、そういう広範囲の、いわゆる未来都市というのか、そういうものを想定しているのかどうか、ちょっと説明できましたらお願いしたいんですけども。

小川会長 分かりました。

企画部会長ですか。宮崎企画部会長。

宮崎企画部会長 今、この27ページにある、さがみはら都市みらい研究所というところで研究した都市内分権についてのご質問ですね。さがみはら都市みらい研究所は、まず研究所についてお話ししたいと思いますが、行政の執行体ではなくて、研究をする場所と考えてい

ただきたいと思うんですが、今、市民と学者と、それから行政が入って、色々な先駆的な政策研究をしよう、これからの長期的な政策研究をしようということで、平成15年に中核市に移行したところで作りました。それで、今研究をしている1つに、都市内分権という研究がございます。この都市内分権というのは、平成15年と16年に研究が行われました。ですから、この研究は、こういうふうなのがいいなという研究ですから、まさしく、それをそのまま全部、政策実行するものではございません。理論的なものです。

その中で、こういった研究をどうしてしたかということ、先ほどからお話が出ているように、相模原は大きなまちになりました。62万人がいます。そうすると、大きくなっていい面もあるんですが、大きくなって困った面というのは、コミュニティーとか、小さい地域でのふれあい、まちづくりをどうしたらいいか、そういったものは行政で全部ができる訳ではないですから、パートナーシップで市民の皆さんとともに一緒に作っていこうというときに、では、今までの中央集権的な、何でも本庁ということではなくて、それぞれの相模原にも色々な地域がございますから、そういう地域で色々なことを考えていただいて、市民の皆さんが実行できることは実行していただく。行政と手を取り合ってやっていかなければいけないものは行政と一緒にやっていく。そういうふうなことを考えていこうというので、都市内分権ということを考えております。

ですから、1つには、テーマとしては、地域のまちづくりを住民自治ということで皆さんがどう考えていくか、どう参加していくかというのが1つ。それから、そういったことを、では行政の方からどう支えていくか、どういう組織を編成していくかというのが2つの大きな眼目になっています。15年度、16年度に行われた研究をもとに、これからモデル地域を今年からやろうとしているんですが、やって、実際、理屈がうまく当てはまるのかどうか、そういうことを研究し、それで、うまくいくようにして実践をどんどんしていこうというのが今後の方針です。

それから、合併に関してですが、15年度、16年度の研究ですので、あくまでも相模原市内の都市内分権を想定した研究でございました。

以上でございます。

小川会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、倉田委員さん。

倉田委員 それではあれですか。私はもう少し拡張したようなことをご説明していただけるのかなと思ったんですが、いわゆる4町を含めてのそういうところまではまだ立ち入ってい

ないということでしょうか。

小川会長 企画部会長。

宮崎企画部会長 研究は終わっておりますので、それはそれとして、1市2町、津久井町さんと相模湖町さんとお話ししている段階では、一つの方法として地域自治区。それから、地域自治区の中で、地域の皆さんが参加する地域協議会という、これは地方自治法、それから合併新法に根拠があるものですが、それは一つの都市内分権の形態だと思います。ですから、藤野町さんと協議をするときも、恐らくそういったことが話し合いのテーマになってきて、今後、この議題に出てくるものと考えております。

以上でございます。

小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

小川会長 色々ご意見をちょうだいいたしました。それでは、この辺で意見の方の集約をしていきたいなど、このように思います。

先ほど事務局から説明をいたしましたように、本日はまちづくりの基本計画などの理念の部分を説明してご協議いただきましたが、合併市町村基本計画については、施策の体系や財政計画なども含めて検討する必要があるがございますので、引き続き協議をいただくこととしたいと思います。いわゆる継続の審議をお願いしたいと、このように思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ご異議ないようでございますので、「協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について」は、継続協議といたします。

次に、「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

#### **協議第11号 特別職の身分の取扱いについて**

田所事務局長 それでは、本日の協議会資料の9ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて。

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

藤野町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会の委員は除きます。）については、合併の期日の前日をもって失職する。

10ページをお開きいただきたいと存じます。

編入合併の場合における特別職の身分の取扱いについての参考でございます。

編入合併の場合における特別職の身分につきましては、編入する市町村については、法人格がそのまま残りますので、特別職の身分に変動はございません。当該特別職の身分をそのまま保有することになる訳でございます。

また、編入される市町村については、法人格が消滅するため、特別職は失職をすることとなるものでございます。

次に、11ページの方をご覧いただきたいと存じます。

特別職の職員の現況比較でございます。

なお、この現況比較につきましては、1市4町を全体で列記してございます。相模原市及び藤野町の欄、少し太線で囲んでございますので、その両方をご覧いただきたいと存じます。

これ以降の協議をいただく資料等につきましても、それぞれ参考として添付いたしております現況比較については、1市4町の表でなっておりますので、ご承知おきいただきますようお願いをいたします。

まず、11ページの上段の表でございますが、藤野町の助役は現在空席となっております。下段の表は、各特別職の給料でございます。

次に、12ページの方をご覧いただきたいと存じます。

各執行機関の委員についての一覧表でございます。執行機関の委員につきましては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会がでございます。このうち藤野町の公平委員会につきましては、神奈川県へ委託をしているところでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと存じます。

各執行機関の委員についての報酬でございます。相模原市につきましては、一部を除き月額での表示でございますが、藤野町につきましては年額の表示となっております。

以上が、協議第11号 特別職の身分の取扱いについての説明でございます。よろしくご協議をいただきますようお願いを申し上げます。

小川会長 只今事務局から、「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」の説明がご

ございました。

協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

ございませんですか。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議ないようでございますので、「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

#### **協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて**

田所事務局長 協議会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて。

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

- 1、藤野町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。
- 2、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱う。

15ページをご覧いただきたいと思います。

編入合併の場合における一般職の職員の身分の取扱いについての参考を記載いたしてございます。

1の職員の身分についてですが、職員の身分は、合併新法によりまして、「合併関係市町村は、その協議により、市町村合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められているものでございます。

2の職員の給与・勤務条件等についてでございますが、給与・勤務条件等につきましては、

合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その現況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市の発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で不均衡を生じないように取り決めを行う必要があるものでございます。

16ページをお開きいただきたいと存じます。

一般職の職員の現況比較でございます。

相模原市の職員の定数は3,945名、藤野町の職員の定数は127名となっているものでございます。

17ページをご覧いただきたいと存じます。

上段は、職階制による職員の配置状況でございます。

なお、下段に、津久井郡4町で構成いたしております津久井郡広域行政組合の職員の定数等の現況について記載したものでございます。

以上が、協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについての説明でございます。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

小川会長 只今事務局から、「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」、説明がございました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

特に意見がないようでございますので、お諮りを……。

どうぞ。小山委員、どうぞ。

小山委員 14ページの協議第12号の関係の2番になりますけれども、職員の任免と給与その他の身分の取扱いについての、この「公正に取り扱う」というところなんでございますけれども、ご存じのとおり、うちの町には120名近く職員がいるというようなことで、よく言われるのが、市民何百人 確か相模原の場合は150人に対して職員が1人。うちの藤野町につきましては、多分70人に1人ぐらいの、よくそういう係数が使われます。ここで私が申し上げる「公正に取り扱う」というのは、取り扱っていただきたいんですが、実は、例えば、何と申しますか、給料表も全部違う訳でしょうけれども、そこら辺の職員の資質の違いというのは、やはりおのずと出てくるのではないかなというふうに考えています。

そこら辺の、要するに、簡単に申し上げますと、できる職員はやはりできる職員であろうし、勉強途中の開発途上の職員でありましたら、やはりそれは、「公正に取り扱う」という

ことになりますと、公正に取り扱うからこそ減給があるだろうし、減給といたしますか、何といたしますか、号俸も落ちるのではないかなというふうに、その「公正」の意味が、まるっきりイコールで横にいく訳ではないだろうというふうに思っております。

課長がそのまま課長になれるとは思っていないと思いますけれども、外部から見ますと、「公正」というと、それはイコール横に移行するのではないかと。でも、本当はそうではなくて、「公正に取り扱う」ということならば、できる職員はできるなりのところのポストにいかなければ私はならないなと。職員の関係ですから多くは語りたくはありませんけれども、この「公正に取り扱う」というのはどちらの意味なんでしょうか。両方の意味があるのかも分かりませんが、そこら辺は非常に引っかかるというふうに思います。よく企業の合併と市町村の合併を色々比べて言われる訳なんですけれども、そこら辺をできたら詳しく、分かる範囲で結構ですので、「公正」とはどういう意味なのかというふうな、書いて字のごとくと言われたら何もならないんですが、どうぞよろしくお願いします。

小川会長 事務局。総務部会長かな。市の総務部長。総務部会長、よろしく。馬場総務部会長、よろしくをお願いします。

馬場総務部会長 只今、一般職の職員の身分の取扱いについてお話がございました。お話のように、確かに職員1人当たりの住民の数といいたまいますか、見ましても、それぞれの自治体によって異なっております。お話のように、本市で155人というような数字も出ておりますが、そういった職員数の数も違います。また、職員の給与体系、あるいは身分の取扱い、そういったものにつきましても、それぞれの市町によって違いがあるというのは事実でございます。

そういった中で、合併にあたりまして公正に扱うとはどういうことかということでございますが、やはりこれは、当然、相模原市職員になる訳でございますから、相模原市の職員と均衡が図られるようにしていくと。ですから、当然、職階地位でいきまして、それにふさわしい人はそれなりになりますし、それぞれ、藤野町の職員であって、それが相模原市職員になったときに、本市の全体の職員としてやはり均衡を保った中で取扱っていくと、そういった形での調整を今後詰めさせていただく、こんな考えでおります。

小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

どうぞ、倉田委員さん。

倉田委員 藤野町の職員も、私は褒める訳ではないですが、その場によっては十分可能性の

ある職員がたくさんいます。そういう面では、必ずしも劣るということは私は感じていません。ただその場がないだけです。これから、そういう可能性に基づいて、やはり身分の取扱いを十分検討していただきたいなと思います。

それと、できるものであれば、このほとんど、120数名ですからもう本当に大した数ではないと思うんですが、藤野町、あと3町も含めますけれども、できるものならその号俸の直近上位ぐらいは持っていつてもらいたいなと、そのようなことを記録に私も残しておきたいと思うんですけれども、なかなか、また改めて相模原市が給与表を作るということはないだろうし、号俸もかなり複雑にできていると思うんですが、やはりどうしてもこれを下げようことをされては困ると思いますので、今後、そういうことで是非よろしくお願いたいたいと思うんですが。

小川会長 特別にありますか、今のご意見について。

馬場総務部会長 特にございません。

小川会長 特にない。

他にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

小川会長 ございませんようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第13号 条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

### **協議第13号 条例、規則等の取扱いについて**

片野事務局次長 協議会資料の18ページをお開きください。

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて。

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をする。

19ページをご覧いただきたいと存じます。

編入合併の場合の条例、規則等の取扱いについての参考を記載してございます。

1といたしまして、編入されることとなる地方公共団体の法人格が消滅するため、当該団体の条例、規則等は失効するものでございます。編入する地方公共団体の法人格はそのまま存続いたしますので、当該団体の条例、規則等は失効しないというものでございます。

2といたしまして、条例で定める必要のある税の不均一課税などの特例措置、あるいは編入されることとなる地方公共団体にある公の施設等について編入する地方公共団体の施設として設置することを合併協議会で定めた場合には、条例、規則等の整備を行う必要があるものでございます。

なお、条例、規則等につきましての解説は、下段の米印のとおりでございます。

20ページをご覧いただきたいと存じます。

条例、規則等の現況比較でございます。

それぞれの市町におきまして、例規集が整備をされております。相模原市の例規集掲載の件数は、条例が205本、規則が309本、その他（告示等）が174本でございます。藤野町につきましては、条例が136本、規則が132本、その他（告示等）が67本でございます。

以上、協議第13号 条例、規則等の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

小川会長 只今事務局から、「協議第13号 条例、規則等の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、ご発言を願います。

どうぞ。佐々木委員さん、どうぞ。

佐々木（道）委員 事務局にちょっとお尋ねしたいんですけども、条例、規則の関係で、相模原市と藤野町を見比べた場合について、藤野町が単独で行っている条例、規則は何本ございますでしょうか。

小川会長 事務局、誰がいいかな。単独ということは、特に藤野町に特化したというのか、特に関係のあるということでしょうか。特異なというか。

総務部会副部長。

今田総務部会副部長 只今のお尋ねの藤野町さんの固有の条例というお話でございますが、例えば、公の施設などにつきましては、相模原市になくて藤野町さんにある温泉なんかがございます。ああいう温泉にある条例については、当然、私どもになくて、藤野町さんだけある固有の条例ということになりますし、それから、まだ個別に、これは各部会で色々な事務事業調整を行っている段階でございますが、その中で、例えば制度的に、制度といいますか、実際に条例を根拠として行われている事業があると思うんですけども、それがたまたま相模原市にはなくて藤野町さんにだけあるというものも何件かはあるのかと思っておりますが、大変申し訳ございませんが、今その数につきましてはちょっと把握してございませんので、恐れ入りますが、また後ほど調べた上でご説明をさせていただきたいと思えます。

佐々木（道）委員 藤野町単独で色々なことをやっているものもありますので、この前文の「相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各事務事業の調整を踏まえて、必要に応じて規定の整理をする」ということになっておりますけれども、今言われたような文言を入れることは可能ではないかなと思うんですけども。というのは、固有でやって、今まで先ほど、冒頭からありますように、町民の人たちの意見を十分聞いた市政を行っていくということになりますと、やはり色々な形で過去から歴史的なものがございますので、町単独で行ってきた条例につきましては整理をしてしまうのか。規定の整理をするとやられてしまうと、なくなってしまう可能性がありますので、そこら辺は文言を十分配慮した中での文言にさせてもらえばなと思えますけれども、いかがでございましょうか。

小川会長 事務局はどう考えますか。

馬場総務部会長。

馬場総務部会長 協議第13号でのこの調整の文言でございますけれども、基本的には、藤野町さんにあっては合併によって条例、規則等は失効してしまうと、そういうことございまして、相模原市の条例、規則等をまずは適用する。さらに、藤野町さん特有の条例、規則等につきましては、各種事務事業の今後調整がございまして、そうした調整を踏まえた上で、新市においても必要なものについては、新市の条例、あるいは規則等として整理をするという手続になりますので、こういった表現をさせていただいているということでもあります。

小川会長 佐々木委員。

佐々木（道）委員 その文言はまたどこかへ出てくるんですね。今おっしゃられた文言につきましては文章で出てきますか。

小川会長 副部長。

今田総務部会副部長 ここには、いわゆる条例、規則の原則論をここで書いてございますが、先ほどちょっと申し上げたとおり、藤野町さんにある、現在、公の施設がございますが、それにつきましては別に廃止をするという意味合いではなくて、それにつきましては相模原市立として位置づけるというものでございますので、それは新設条例として今後のせていくということですので、ここにつきましては、条例、規則、一般の取扱いのことについて触れてございますので、只今総務部会長が申し上げたように、法人格がなくなることによって、当然のごとく、その条例、規則についても失効するというところだけを書かせていただいているというものでございますので、これは後ほど、各事務事業調整を行った 各部会で事務事業調整を行っておりますけれども、その中で、例えば、その公の施設を、藤野町さん単独であったものを単独の施設として位置づけるか、あるいは、例えば公民館の位置づけに変えて相模原市の公民館条例の中に位置づけるとか、そういう色々な方法で対応していきたいと、このように考えているものでございます。

佐々木（道）委員 よく分かりました。

小川会長 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第13号 条例、規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第13号 条例、規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

#### **協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて**

片野事務局次長 協議会資料の21ページをお開きください。

協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて。

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議を求めらる。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

1、藤野町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。

2、藤野町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。

3、藤野町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、藤野町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま新市に引き継ぐ。

22ページをご覧いただきたいと存じます。

事務組織及び機構の取扱いについての参考が記載してございます。

1、事務組織及び機構につきましては、合併関係市町村間で十分な協議を行った上で、合併後の事務の執行に支障がないよう配慮し、効率的な事務処理ができるよう準備が必要となるものでございます。

また、必要に応じて機構改革を行いまして、円滑な事務引き継ぎが求められるものでございます。

さらに、先進事例を見ますと、合併協議で新市の事務組織及び機構についての整備方針を決めておき、具体的には専門部会などで新市の業務内容を明確にした上で、具体的な事務組織及び機構について検討しているケースがあるものでございます。

2、本庁組織についてでございますが、本庁組織につきましては、条例で定めることとなるものでございます。

3、出先機関についてでございますが、出先機関につきましても、合併関係市町村間で十分な協議を行った上で、最終的には条例で定めることとなるものでございます。

次に、4、附属機関についてでございます。合併後の行政組織に関連して、附属機関についても統廃合の必要性が生ずることとなりますので、合併関係市町村間で十分な協議が必要となるものでございます。

また、地域固有の附属機関として存続する必要がある場合、この場合におきましても、新市において新たに設置する必要があるものでございます。

23ページをご覧いただきたいと存じます。

事務組織及び機構の整備方針でございます。

まず、1の基本方針でございますが、(1)合併後の事務組織及び機構については、住民福祉の向上を目指して、藤野町の役場・支所等の機能を考慮する。

(2)といたしまして、地域住民とのパートナーシップの観点から、それぞれの地域が有する個性や特徴を活かした「まちづくり」の推進を図る。

(3)といたしまして、各市町の管理部門その他の部門における政策企画の立案、内部管理に関する業務等を統合し、行財政運営の効率化を図るとしているものでございます。

次に、2の個別方針でございます。

個別方針では、行政の機能を3つに分類いたしまして、本庁の組織、あるいは出先機関などについて、整備を図ろうとするものでございます。

まず、政策企画内部管理機能でございます。この内容につきましては、企画、人事、財政等の全体に係る政策企画、あるいは総合的な管理調整などに関する事務を行うものでございまして、具体例といたしましては、総合計画、都市計画等の策定事務、予算編制、人事などの内部管理事務、あるいは広域的・統一的な処理が必要な事務などが該当するものでございます。

次に、まちづくり支援機能でございます。内容といたしましては、良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行うものでございます。具体例といたしましては、農業や観光などの地域産業の振興、地域独自のイベントの企画・運営、道路や下水道の維持・補修、あるいは自治会活動の支援などが該当するものでございます。

次に、住民サービス提供機能でございます。内容といたしましては、身近な住民サービスの提供を行うものでございます。具体例といたしましては、各種届け出の受付や各種証明書の発行に関する事務、市税などの収納に関する事務、あるいは市民相談、保健福祉サービスの提供、生涯学習の支援などが該当するものでございます。

24ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、(1)本庁組織でございます。本庁組織は、相模原市の本庁機能を基本として、藤野町の「政策企画内部管理機能」を統合するものでございます。

次に、(2)出先機関でございます。現在の藤野町の役場につきましては、政策企画内部管理機能を除き、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織とするものでございます。また、現在の藤野町の出先機関につきましては、住民サービスの低下を招くことがないように、その機能を維持するものでございます。

次に、(3)附属機関でございます。附属機関につきましては、それぞれの所掌事務等を十分に考慮いたしまして、同種のものとは統合するものでございます。ただし、地域性などが

ら設置する必要があるものは、現行のまま引き継ぐものとしております。

次に、（４）関連行政機関でございます。現在、藤野町におきまして神奈川県が行っている行政サービスのうち、新市が行うものにつきましては、現行のサービス内容を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から必要な組織の設置に関し、県と協議を行うものでございます。

２５ページ、２６ページをご覧いただきたいと存じます。

事務組織の現況比較でございます。

相模原市につきましては、２０部、１３３課、１３課内室がございます。藤野町につきましては、３部２２課がございます。

２７ページから３４ページにつきましては、それぞれの市町の行政機構図及びそれぞれの部課の職員の数をお示しした資料となっております。

３５ページをご覧いただきたいと存じます。

附属機関の現況比較でございます。

共通するものが多くなってございますが、地域の特性からそれぞれ設置されているものなどがございます。

例えば、３５ページの相模原市の欄の上から４段目、相模原市米軍提供施設跡地利用対策審議会でございます。これは、相模原市に米軍施設がございますので、このような審議会が設けられているものでございます。

次に、３６ページでございますが、下から３段目、相模原市地域保健医療審議会、一番下段の相模原市墓地等紛争調停委員会、あるいは３７ページの一番上、相模原市結核診査協議会、さらにその下、相模原市感染症診査協議会などがございます。これらにつきましては、中核市事務、保健所事務等によって設けられているものでございます。

次に、３８ページでございますが、藤野町の欄の一番上、藤野町営バス運営協議会でございます。これは、町営バスの運行がされているものでございますので、このような協議会が設けられているものでございます。

また、同じページの相模原市の欄の相模原市開発審査会、相模原市建築審査会、相模原市屋外公告物審議会等につきましては、中核市事務、あるいは建築基準法上の特定行政庁の事務に係る審議会等の設置がされているものでございます。

次に、３９ページでございます。上から２段目でございますが、藤野町には公民館運営審議会が設けられてございますが、相模原市の場合には、法律改正に基づきまして、任意の運

営協議会と変更してございますので、このような審議会は設けられていないという状況になってございます。

以上、協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

小川会長 ご苦労さまでした。

只今事務局から、「協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて」、説明がございました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

小山委員、どうぞ。

小山委員 事務組織及び機構の取扱いについて、数点お聞きしたいというふうに思います。

藤野町役場は、合併した後は総合的な事務所というふうな形になるということで、政策企画内部管理機能、それを持っているものについては本庁に移行するというふうなことでございますが、総合的な事務所というふうな形なんですけれども、その概ねの職員数はどのくらいになるかというふうなことをお聞きしたいと思います。

先ほど、地図を見ていただいても分かるとおり、藤野町というのは一番周辺部、言いやすくすれば端っこでございますので、そういうところをちょっと懸念している訳でございますが、総合的な事務所というふうな形で、色々なまちづくり支援機能と住民サービス提供機能を持った中の色々な具体例もお示しをさせていただいておりますけれども、その職員数及び、高齢率も、先ほどの表であらわしていただいたとおり、20%を超えているというふうなことから、保健師の配置及び小学校も10校あったというふうなところが、今、段階的に小学校の統合を進めておりますけれども、それに関係しまして社会教育主事等もどのような形で配置していただけるのか、その辺をご説明いただきたいというふうに思います。

小川会長 事務局の方でどうですか。

総務部会長。

馬場総務部会長 藤野町における総合的な事務所に関してのお尋ねでございますけれども、只今事務局の方から説明がありましたとおり、基本的には、いわゆる内部管理機能といいたししょうか、それが本庁に移行されるということですから、現在の住民サービス、あるいはまちづくり支援機能というものは、現在の町役場で機能を果たすという基本的な考え方でございますので、職員の数と言われましても、なかなか今の時点で申し上げることは難しい訳

ですが、現在の藤野町さんにおける内部管理機能の仕事をされている職員さんは、多分2割から3割ぐらいではないかなと、こんなふうに私の方では現在見させていただいております。ですから、基本的には、それを除いた部分については総合的な事務所で業務に従事をされると。いわゆる住民サービス、あるいはまちづくり機能として果たしていただくと、こんなふうに考えております。数字が申し上げられなくて申し訳ありませんが、基本的にはほとんどの職員が現在の場所で総合的な事務所として機能を果たしていただくと、こんなふうに考えております。

小川会長 どうぞ、小山委員。

馬場総務部会長 すみません。それと、保健師とか、あるいは指導主事のお話がありました。これらも、現在の業務の内容、そのサービスの低下を生じさせてはいけませんから、今後の調整の中で十分配慮をさせていただきたいと、このように考えております。

小川会長 小山委員。

小山委員 ありがとうございます。ということは、先ほど申し上げたとおり、政策企画とか管理機能を持ったのは本庁の方に統合するということでございますけれども、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ役場の所掌についてはほとんどが残るというふうなことで、相当な人数というふうに心得てよろしいのかというふうに思います。

また、かえって、多く残っていただくことに対しましては、私は何ら文句を言う、ご意見を言う訳ではございませんけれども、ただ、相模原市の出張所がございますが、人口規模によって2けたを割っている職員の配置がこの表にも、何ページでしたか、出ている訳であります。28ページの市民部に対しますところの7人、7人、7人、6 これは人数だというふうに理解しておりますけれども、藤野町につきましては人口1万強でございますが、そこにこれだけのまちづくりや産業振興を支援するというふうな形で職員数を置いて、例えば、この相模原市の市民の皆さんに説明がつくのかなというふうなことを、逆に私の方は心配をする訳であります。

というのは、新市になりました藤野町には、総合的な事務所として、1万人の人口なのに何であんなに市の職員を置いておくんだというふうなご意見にならないかなというふうに逆に心配をしてしまいますとともに、既に、相模原市さんと津久井町、相模湖町につきましては来年の3月20日に合併する訳ですが、できたら参考に、相模湖町さん、津久井町さんの総合的な事務所という形になるんでしょうかね。その職員の数も分かりましたらお教えいただきたいんですが。逆に、多く残っていただいて全然悪いことはないんですけれども、相

模原市さんの今の出張所の体制を見ると、逆に市民の皆さんから結構ご意見が出るのではないかというふうに懸念いたしますけれども、どうでしょうか。

小川会長 どこですか。はい、総務部長。きちっとやってください。

馬場総務部会長 現在協議をさせていただいております相模湖町、津久井町における総合的な事務所の職員数については、まだ確定してございません。

それから、たくさんいられると いられるといいんでしょうか、出張所に職員が多いと、市民の方の不満といいんでしょうか、そういうようなお話がございましたが、定数につきましては、当面、スタートする際は、なるべく十分市民サービスの低下を来さないということを前提にして配置をさせていただきますが、やはり職員定数については、今後、事務事業の内容、実態等によって、後年度以降、見直しをさせていただくと、このようになろうかと考えております。

小川会長 小山委員、どうぞ。

小山委員 ありがとうございます。ということは、合併に際しまして、事務事業、要するに住民サービスが急に低下しないという、急に低下というか、職員が今までいたものが急になくなった場合に、サービス低下だというふうなことがないように、段階的に、そしてもちろんこの合併につきましては行財政改革でありますから、徐々に減っていくと。減っていくというのはおかしいですね。住民サービスに見合った、市の考えた、見合った数になっていくというふうな考え方を持ってよろしいのでしょうか。

小川会長 馬場総務部会長。

馬場総務部会長 そのとおりでございます。いつも効率的な事務執行ができるような、そんな体制を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

小川会長 小山委員さん、どうぞ。

小山委員 というようなことでございますと、手厚くしていただいているというふうな考え方でよろしいのかと。そうではなくて 合併時においてはそのような考え方を持ってよろしいかというふうに思います。

また、総合的な事務所と、これから出てくるというふうに思いますけれども、地域自治区の関係につきましても、今日は議題に上っておりませんのでとやかく申し上げることはできない訳でございますけれども、総合的な事務所、そしてこのような目的を持ってやらせていただいているというふうなことから、ほとんどの職員は町に残るというふうなことで、その

後検討する。協議して、あれでしょうね、減らせるだけ減らさなければ意味がないと私は思うんですけども……

小川会長 それはそうです。

小山委員 それはそうですと会長さんが言っていて、減らせるだけ減らすという、その地域の特性も、要するに人口密度も一番低い訳でありますから、その辺も考えていただいて、行財政改革の1つでございますので、明確にお答えができないとは思んですけども、大体何年ぐらいは、現行、これは除いてと。政策企画的な内部のものを除いて、現行、どのくらいまで職員は残っているのかというふうな明確なお答えはできないでしょうか。

小川会長 部会長、できますか。

馬場総務部会長 お答えをさせていただいている中で、ちょっとご認識が、ご質問の方と私とずれている部分があるかなと思いました。それは、本市の出張所の例と、総合的な事務所というお話がございました。総合的な事務所というのは、この方針にございますように、現在における藤野町の市民サービス、あるいはまちづくり全体の機能を確保する、維持する、そのための組織として総合的な事務所という位置づけでございまして、本市の支所、出張所というのは出先機関でございますから、その数と、先ほど私が申し上げました総合的な事務所の職員の数がどうなるかというお話と、若干ずれてきてしまっているのかなというような感じを持ちました。

ですから、只今のお話に対してお答えさせていただきますと、総合的な事務所は、スタート時、基本的に現在の住民サービスを低下させない、それだけの職員の体制は確保する。そういった中で、それ以降につきましては、当然、事務事業の見直しとか、あるいは機械化とか、色々変わってくることも考えられますので、そういった時点では、逐次、事務事業の効率化を目指して定数の見直しも図っていく必要があるだろうと。それは現在の藤野町におけることではございません。新市においてもそのように考えていく必要があるだろうと、こういうお話でございます。

以上でございます。

小川会長 それから、小山委員から、今の職員はみんな、では、いるんだなというような、そういうお話なんですけど、その点、人事の異動はしないんですか。

馬場総務部会長 今の職員は全員いるんだなということではございませんで、基本的には、内部管理部門は集中しますから、それ以外については、当然、人事異動といいましょうか、それは、やはりスタートするにあたって一番いい体制といいましょうか、それを見ながら人

事異動というものは考慮していく必要があると、このように考えております。

小川会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、小山委員。

小山委員 ありがとうございます。出張所の関係を出したのと総合的事務所というのは意味合いが違うというふうなことで、分かりました。

では、最後に1点、その総合的な事務所は未来永劫ずっと残る訳ではないでしょうというふうを考えられます。要するに、ある程度、新市と交流がうまくできたりしてくれば、出張所で私はいいと思うんですよね。いや、それは私の考え方なんですけれども、1万人のところに総合的な事務所をいつまでも本当に置いておけるのかなということからなんです。総合的な事務所を藤野町に置いていただくのは結構なんでございますけれども、これは未来永劫ずっとそのような形ではないだろうというふうに思います。ですから、私が今考えているのは、総合的な事務所も、何年かたったときに、先ほど申しあげました事務事業の改善等を行えば、出張所クラスになるのも当然かなというふうに思っておりますけれども、そこら辺、お答えができましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

小川会長 企画部会長かな。どうかな。

宮崎企画部会長 非常に難しい問題だと思います。ただ、私ども関係者は、今、総合的事務所以上の概念を持っていませんから、それを脱して、こうしたいというような方向づけは持っていません。ただ、コンビニで税の収納が行われたり、郵便局でそういうものが行われたりしてくると、行政機関の性格も変わってくると思ひますから、未来永劫に総合的事務所が続くということとは言えないと。ちょっと不安になるようなお答えになって申し訳ないですけれども、そういうことだと思います。

以上でございます。

小川会長 よろしいですか。

宮崎企画部会長 都市内分権については、ちょっと議題が出ていませんので非常に分かりにくいんですけども、地域自治区という恐らく提案がされると思うんです。そういう中で、地域の人たちの地域の代表が協議会を作って話し合ひていただく。それを受ける地域自治区の事務所が総合的事務所の中にできますから、そういったものでお声を反映させていくようになっていくと思ひます。

以上でございます。

小川会長 では、どうぞ。山岸委員、どうぞ。

山岸委員 誤解がないように、正確に理解してもらうために、あえて発言を求めたんですが、相模原の出張所というのは、要するに、窓口に来られるお客さんの対応ということが大体大きな仕事で、あと、福祉でも道路でも何でも、本庁の各課がすぐ対応できている。ですから、人口当たり職員幾人という数え方だと比較にならないですね。ですから、その辺を誤解のないように。全部対応するのでは、うんといなくてはできないんですが、本庁の各課が直接対応してしまうから、少人数でも出先機関は間に合うと。こういう前提に立っているから、この辺、ひとつご理解いただいて判断いただければね。

小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

小川会長 他にございませんようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がございます。

「協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第15号 慣行の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

### **協議第15号 慣行の取扱いについて**

片野事務局次長 協議会資料の40ページをお開きください。

協議第15号 慣行の取扱いについて。

慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求めらる。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

- 1、市章は、相模原市のものに統合する。
- 2、市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。
- 3、市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。

ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。

4 1 ページをご覧いただきたいと存じます。

慣行の現況比較でございます。

一番上が、市章、町章でございます。

花、木、鳥は、相模原市及び藤野町において、それぞれ定められてございます。

色につきましては、相模原市が緑と制定されてございますが、藤野町は制定されてございません。

4 2 ページをご覧いただきたいと存じます。

市町民憲章でございます。

相模原市及び藤野町でそれぞれ定められてございます。

4 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

市町民憲章以外の憲章・宣言の一覧でございます。

相模原市では2憲章、5宣言が、藤野町では4宣言が、それぞれ定められてございます。

4 4 ページをご覧いただきたいと存じます。

市民の歌、あるいは町民の歌でございます。

相模原市では歌が定められておりますが、藤野町では定められてございません。

花、木、鳥につきましては、それぞれの地域において、その風土に合ったものが選ばれた経過もございましたので、そのような経過も尊重しながら、複数のものを制定するという事も含めて検討するという趣旨でございます。

また、市民憲章や各種の宣言、歌につきましては、現在の相模原市のものには、相模原地域だけをイメージさせる表現を使っているもの、また制定から相当の年限がたち、時代にそぐわない表現となっているものなどもございます。こうしたことから、新市において新たな制定や修正等を検討するという趣旨でございます。

以上、協議第15号 慣行の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

小川会長 只今事務局から、「協議第15号 慣行の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第15号 慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第15号 慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第16号 公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

#### 協議第16号 公共的団体等の取扱いについて

片野事務局次長 協議会資料の45ページをお開きください。

協議第16号 公共的団体等の取扱いについて。

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1、共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2、共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

- 3、独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

46ページをご覧いただきたいと存じます。

参考として、公共的団体等の統合の必要性等についての説明を記載してございます。

合併新法では、合併後の新市町村に、旧市町村時の各種の公共的団体等が存続することは、新市町村の一体性の確立という面から好ましくないという観点から、市町村合併に際しましては、その区域内の公共的団体等は統合整備を図るよう努めなければならないとしております。

なお、公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体や、社会福祉協議会、教育団体、文化団体、スポーツ団体等、公共的活動を営むすべての

団体を含むものでございます。

47ページから54ページにかけて、主な公共的団体等の現況を示させていただいております。

これらの中には、法律の定めにより、一つの地方公共団体に一つの団体が義務づけられたものもございます。また、地域の特性により、限られた地域に設置されている団体もございます。こうした個々の団体の特性によりまして、合併時に統合するのか、あるいは将来の統合に向けて検討を進めるのか、現行のままとするのか、いずれかの調整方針に従って調整に努めるものでございます。

以上、協議第16号 公共的団体等の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

小川会長 只今事務局から、協議第16号について説明がございました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しまして意見等ございましたら、お願いをいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第16号 公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がございましたので、「協議第16号 公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、報告事項に移らせていただきます。

「報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1」について、事務局から報告をいたさせます。

片野事務局次長。

#### **報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1**

片野事務局次長 協議会資料の55ページをお開きください。

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成17年8月8日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

協議会資料の56ページをご覧いただきたいと存じます。

調整方針一覧（Bランク）の事務事業につきまして、ご説明をいたします。

最初に、企画部会所管の事務事業でございます。

番号1の総合計画策定事業についてでございます。併せまして、別冊1、事務事業現況調書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

一元化の調整につきましては、地域的な計画の取扱いや合併市町村基本計画との整合などに課題がございますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

ただし、新総合計画の策定については、合併後速やかに、新市の新たな策定方針に基づき着手するものいたします。

なお、新総合計画が策定されるまでの間は、相模原市の総合計画及び合併市町村基本計画を基本とし、地域的な課題については、藤野町の総合計画を尊重しながら運用するものいたします。

合併後の新総合計画の策定に要する期間につきましては、基礎調査の必要性や市民とのパートナーシップにより策定していくことなどを考慮いたしますと、最短でも3年間程度は必要になるものと考えております。

次に、番号2の電算システムの取扱いについてでございます。事務事業現況調書は3ページでございます。

電算システムの取扱いにつきましては、合併時に統合しなければならないシステムの選別に課題がございますが、調整方針といたしましては、原則として相模原市のシステムに統合を図るものでございます。

なお、統合にあたっては、住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に稼動が必要なシステムを優先的に統合できるよう調整するものいたします。

企画部会におきましては、この調整方針に加えまして、電算システム統合のガイドラインとなるシステム統合の指針により、合併時に稼動しなければ住民生活に影響を及ぼすことになるシステムを選別し、優先的に統合を図るものとしております。

続きまして、総務部会所管の事務事業につきまして、ご説明をいたします。

番号1の職員厚生会・職員生協についてでございます。事務事業現況調書は4ページでございます。

調整方針といたしましては、職員厚生会については、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、各種給付事業、基金等の取扱いについては、合併時まで調整するものでございます。

職員生協については、現行のまま新市に引き継ぐといたすものでございます。

各種給付事業のうち、退会慰労金の取扱いなどにつきましては、これまでの経過を踏まえ、さらに詳細な調査を行う必要があることから、合併時まで調整することとしたものでございます。

協議会資料の57ページをご覧いただきたいと存じます。

続きまして、調整方針一覧（Ｃランク）の事務事業のうち、主な事務事業につきましてご説明をいたします。事務事業現況調書は別冊２となっておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

最初に、企画部会所管の事務事業でございます。

企画部会所管の事務事業につきましては、協議会資料57ページから60ページまでの56事業でございます。

主な事務事業の調整方針でございます。

番号２の市町村合併を除く広域行政に関する事務についてでございます。事務事業現況調書は別冊２の3ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

ただし、八王子市及び上野原市との交流については、両市の意向を確認し、新市に引き継ぐといたすものでございます。

これは、現在、藤野町において、隣接する八王子市及び上野原市と、施設の相互利用など独自の交流がなされておりますので、両市の意向を踏まえ、新市においても継続して交流していくとの考えでございます。

次に、番号４のＹＵＩタウンプロジェクトについてでございます。事務事業現況調書は6ページでございます。

本事業につきましては、藤野町のみの実施事業でございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

ただし、行政のかかわり方、支援のあり方などについては、新市において引き続き検討するとしていたすものでございます。

本事業は、地域内で自立した資源循環型社会の形成を目指す民間主体のプロジェクトであり、藤野町は側面からの支援をしているものでございますので、行政のかかわり方や支援のあり方などについては、新市において引き続き検討するものでございます。

次に、番号5の地域再生プログラム（旧篠原小・旧菅井小）についてでございます。事務事業現況調書は7ページでございます。

本事業につきましても、藤野町のみの実施事業でございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐといたすものでございます。

本事業は、地域の活性化などに資するため、小学校の統廃合により廃校となった施設を、国の支援措置を受けて地域住民や民間企業が活用するものでございますので、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、番号11のさがみはら市民活動サポートセンター管理運営事業についてでございます。事務事業現況調書は13ページでございます。

本事業につきましては、相模原市のみの実施事業でございます。

調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

なお、津久井地域への活動の場の設置については、合併後、新市において検討するといったすものでございます。

現在、相模原市のけやき会館内にあるサポートセンターが、引き続き情報収集、発信の中心となりますが、津久井地域におきましても、市民の自主的、あるいは非営利の社会貢献活動の場が必要と考えますので、その設置を新市において検討するものとしております。

次に、協議会資料の58ページをご覧いただきたいと存じます。

番号13のまちづくり助成事業についてでございます。事務事業現況調書は15ページでございます。

本事業につきましては、藤野町のみの実施事業でございます。

調整方針といたしましては、合併時に廃止するものでございます。

なお、経過措置として、合併の際、既に助成金を交付している事業については、交付期間が最長4年間となっているため、この期間内は旧藤野町の交付基準に基づき、継続助成の審査を行い、決定時には助成金を支給するものでございます。さらに、この後は、事業の内容により、相模原市の街美化アダプト制度又はパートナーシップ事業助成制度に移行するといったすものでございます。

相模原市では、公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市が活

動を支援し、市民と市のパートナーシップによるまちづくりを進めるため、街美化アダプト制度を実施してございます。また、市民団体が他の団体とのパートナーシップにより地域課題の解決や地域の活性化などに関して実施する、新たな公共サービスの創出を市が支援するため、パートナーシップ事業助成制度を実施してございます。経過措置後は、事業の内容により、これらの制度に移行するとするものでございます。

次に、番号16の国土利用計画法に関する事務及び番号18の県土地利用調整条例に関する事務についてでございます。事務事業現況調書は、18ページと21ページとなっております。

調整方針といたしましては、いずれも現行のまま新市に引き継ぐといたすものでございます。

藤野町の地域が、いわゆる非線引きの都市計画区域又は都市計画区域外となっており、法及び条例上、取扱いが異なっておりますことから、それぞれの事務事業は統合せず、現行のまま新市に引き継ぐとすものでございます。

協議会資料の59ページをご覧いただきたいと存じます。

番号39の地域情報化事業についてでございます。事務事業現況調書は42ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

ただし、施設予約システムについては、合併後速やかに、相模原市の制度を適用するものといたすものでございます。

現在、相模原市におきましては、さがみはらネットワークシステムにより公共施設予約サービスなどを行ってございますが、藤野町の施設の予約サービス等は、合併と同時には行わず、合併後に、藤野町の施設の現状等に応じまして検討を進めるものといたすものでございます。

協議会資料の60ページをご覧いただきたいと存じます。

番号44の文化行政推進事業についてでございます。事務事業現況調書は48ページでございます。

調整方針といたしましては、地域の文化は大切にしていくという観点から、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、統合にあたっては、地域性を十分に尊重するものといたすものでございます。

藤野町におきましては様々な文化活動が現在行われておりますが、原則として新市に引き

継いでいく方向で調整をしていくものでございます。

次に、番号４７の国際交流事業についてでございます。事務事業現況調書は５３ページでございます。

現在、相模原市におきましては、中国の無錫市及びカナダのトロント市と友好都市の締結をいたしております。また、藤野町におきましては、駐日オーストリア大使館との交流を行っております。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

ただし、駐日オーストリア大使館との国際交流活動の継続については、同大使館の意向を確認し、新市に引き継ぐといたすものでございます。

次に、番号５１のふるさと芸術村構想事業についてでございます。事務事業現況調書は５７ページでございます。

本事業につきましては、藤野町のみの実施事業でございます。

本事業は、「自然と人間の共存と融合」を基本理念に、新しい芸術・文化の拠点づくりを進め、個性あるまちづくりを目指すものでございます。

したがって、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

ただし、事業規模、事業内容等については新市において検討するといたすものでございます。

協議会資料の６１ページをご覧くださいと存じます。

続きまして、総務部会所管の事務事業につきましてご説明いたします。

総務部会所管の事務事業につきましては、６１ページから６２ページまでの１６事業でございます。

主な事務事業の調整方針でございます。

番号５の行政資料の収集、管理及び提供事務についてでございます。事務事業現況調書は６９ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、藤野町の保有する配架資料は、現相模原市行政資料コーナーで配架するとともに、藤野町の行政資料コーナーにおいても、新市としての主要な行政資料の配架及び有償刊行物の販売を行うといたすものでございます。

次に、番号１０の職員定数の管理についてでございます。事務事業現況調書は７５ページ

でございます。

調整方針といたしましては、新市における職員定数管理計画につきましては、合併後速やかに、新市において策定するといったすものでございます。

このほかの事業につきましては、合併時に相模原市の制度に統合する又は適用する、あるいは現行のまま新市に引き継ぐといったすものでございます。

報告第 8 号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その 1 についてのご説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

小川会長 よろしいですか。ご苦労さまでございました。

只今説明がございました B・C ランクその 1 ですね、各種事務事業の取扱い。ご質問等ございましたら、ご発言を願います。

特にございませんですか。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にないようでございますので、只今報告をいたしました事項につきましては、承認をいただいたものといたします。

次に、「報告第 9 号 相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について」、事務局から報告をいたさせます。

片野事務局次長。

#### **報告第 9 号 相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について**

片野事務局次長 本日ご配付をさせていただきました、「報告第 9 号 相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について」の資料をご覧いただきたいと存じます。

報告第 9 号 相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について。

相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について、次のとおり報告する。

平成 17 年 8 月 8 日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長。

資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

相模原市・津久井町及び相模湖町の 1 市 2 町の廃置分合につきましては、本年 3 月 31 日に神奈川県知事へ申請を行ったところでございますが、神奈川県議会の議決を経て、資料にございますとおり、7 月 14 日付で神奈川県知事より廃置分合の決定書が公布されたものでございます。

なお、7 月 14 日付で神奈川県知事より総務大臣へ届け出がされておりますことから、今

月中旬ごろには総務大臣による合併の告示がされる予定でございます。

総務大臣の告示によりまして、来年3月20日に津久井町及び相模湖町が相模原市に編入合併することについて、法律上の効力が発生するとともに、一連の合併の手続が終了するものでございます。

報告第9号 相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合についての説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

小川会長 只今事務局から、報告第9号についての報告がございました。

只今の報告につきましてご質問等ございましたら、ご発言を願ひます。

特にございませんですか。

〔発言する者なし〕

小川会長 特にないようでございますので、以上で報告事項は終了させていただきます。

#### その他

小川会長 次第の4、その他に移らせていただきます。

「今後の協議会開催日程(案)について」は、事務局より説明をいたさせます。

片野事務局次長。

#### その他(1)今後の協議会開催日程(案)について

#### その他(2)その他

片野事務局次長 それでは、協議事項等を取りまとめております、こちらの資料の最後のページ、63ページをご覧いただきたいと存じます。

今後の協議会の開催予定でございます。

次回、第4回の協議会でございますが、資料に記載をしておりますとおり、平成17年10月17日月曜日、午後1時30分より、藤野町にございます県立藤野芸術の家、クリエーションホールにおいて開催をさせていただき予定でございます。

なお、当日ご協議をいただく事項等につきましては、正副会長により調整をさせていただきたいと考えております。

今後の日程等につきましては以上でございます。よろしくお願ひをいたします。

小川会長 只今事務局から説明がございましたが、ご質問等ある方はお願いをいたします。

特にないようでございますので……。

どうぞ、佐々木委員。

佐々木(宣)委員 この会は本当は、今日は1市4町でやる予定だったんですけれども、今後は、そういう調整はまだ未定ということなんでしょうか。

小川会長 事務局長。

田所事務局長 ご質問のとおり、今日、実は、1市1町、それから1市3町の相模原・津久井地域合併協議会と合同で当初は開催をしたいというように考えてございました。それは、冒頭、市長の方からごあいさつの中で申し上げましたとおり、色々な事情がございまして、1市1町だけの協議をさせていただいたということでございます。

城山町との1市3町の合併協議の方の状況を見ながら、場合によっては合同ということもあり得るかもしれませんが、当面、今の段階では、次回につきましても相模原・藤野町のこの合併協議会の方でご協議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、その間に事情の変更等あれば、また改めて、その場合には協議会の委員の皆様にはご連絡をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

中道委員、どうぞ。

中道委員 只今の合同会議については、会長さんが冒頭、理由については伺いましたけれども、今後、色々様子を見ながら決めるということでございました。その中で、これから1市4町を目指すというようなことでありますので、1市3町の協議会の副会長さんが辞任された。その中で、もう既に合併の日程等は決まっていると思いますけれども、それに変更はあるのかないのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

小川会長 事務局長、どうぞ。

田所事務局長 相模原・津久井地域合併協議会の方の日程ということでよろしいかと思うんですが、第2回の協議会の際には、藤野町の、この相模原市・藤野町合併協議会の合併の期日と同様の形で、一度ご議決はいただいております。したがって、今の段階では、藤野町さんとのこの協議会と同様の日程というふうに考えてございますが、ただ、1市3町の合併協議会につきましては、特殊なちょっと事情がございまして、これは、住民発議の関係と、そ

れからもう1点は、そのうちの津久井町、相模湖町が既に合併が決まり、3月20日に合併が決まっております。そのような関係から、今後、1市3町で進めております合併協議会についての枠組み等についても今後議論をしていく必要がございますので、そのあたりの調整等も踏まえた中で、今後は協議を行っていくということになるかと思えます。

したがって、今の1市3町の段階での合併の期日というのは藤野町さんと同様になってございますが、今後、そういった枠組みの調整等がございますので、その段階では、場合によっては、改めてその日程等については調整していくということになるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

中道委員 ありがとうございます。

小川会長 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

小川会長 ございませんようでございますので、以上で、次第の4、その他につきましては終了させていただきたいと思えます。

最後になりましたが、アドバイザーの辻先生から、ご講評なりお気づきの点をお話しただければありがたいと思えます。

辻先生、よろしく願いいたします。

辻アドバイザー 今日重要な論点が出てきたと思うんですが、そのうち、私自身、非常に気になったのは、やはり都市内分権でして、私も去年は相模原市の都市経営ビジョンの策定委員会の委員長も務めまして、色々議論が出ました。去年はまだ合併する前でしたので、合併した後のことについては結局は答申には残しませんでした。議論の過程の中では、都市内分権のあり方を考える上で、津久井郡のあり方も、一つの範と考えて、いいものをできないかと、先行事例で考えられないかという議論がありました。今回問題提起されましたように、いい意味で、既に今、町村の枠組みがありますので、これをどうやったら一つの都市の中で昇華して行って、効果的な自治の枠組みができるかということを考えるべきではないかというふうに思えます。

そのときに、争点としましては、難しいところは、結局、今に比べると1層増えて、相模原市の大きな層があって、それから津久井郡全体でまとめる層も、将来的に指定都市を考えると考えなければだめで、その後で町があって、その下に通常の自治会、地区がある訳ですね。非常に重層的な造りになってきますので、この造りをどうやって考えていくと一番効果

的なのかということが問題だと思えます。

それから、今後の大きな事務所のあり方としては、単なる窓口機能から、地域の問題を解決していくと、まちづくり支援の方に私は基準が移ってくるのではないかと思います。そういう体制の中で、どのような事務所掌なり職員の配置なりを試行錯誤していけばいいのかということが重要な論点になりそうな気がします。私は、多分、こういう自治の仕組みというのは、5年に限ったことではなくて、相模原市全体の中でやはり永続的な組織として確定していくということが重要なことではないかと思いました。

それからもう一つ、色々な地域の活性化を考える上でも、制度の枠組みも重要なんですが、問題は、配置された個々の職員がどうやったら頑張っ、どこにいても、本庁にいても分庁組織にいても頑張ってもらえるかと、その制度を作るのが重要だと思います。今回、人事についても色々言及が出ましたが、何人置くかということよりも、やはり機会に関しては平等に、相模原市の職員も町の職員も機会が平等で、結果に対しては公正ということが重要だと思います。

それから、何人置くかということとは別に、やはり人事交流はしっかりやっていってもらわないと。だからあの町にずっといるということではやはりいけないので、機会、能力を發揮するためにも、旧市町村の垣根を越えて人事交流をやっていただけたらというふうに思っております。

以上です。

小川会長 ありがとうございます。

## 閉 会

小川会長 それでは、閉会とさせていただきたいと思う訳でございますが、最後に、鈴木副会長さんより閉会のごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。

鈴木副会長 それでは、長時間に渡りまして協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これもちまして、第3回相模原市・藤野町合併協議会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

小川会長 ありがとうございます。

それでは、以上を持ちまして、第3回相模原市・藤野町合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議いただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後4時17分

相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程第8条第3項の規程により署名する。

平成17年9月15日

会議録署名人 小林 一郎

会議録署名人 加藤 久雄